

マイナンバーカードの健康保険証利用の初回登録の申込受付開始 Q&A

1. 受付申込全般
2. 申込状況の確認
3. 健康保険証としての利用
4. 操作関係
5. エラーコード一覧

1. 受付申込全般

Q1-1. マイナンバーカードの健康保険証利用はいつから始まりますか。

A. 令和3年3月開始予定です。

Q1-2. 全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか。

A. マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、医療機関・薬局のシステム整備を支援しており、「令和5年3月末には概ね全ての医療機関等での導入を目指す」こととしています。

Q1-3. 保険者が変わった場合（保険者を異動した場合）の手続きは必要ですか。

A. 従来通り、保険者への異動届等の手続きは必要です。

Q1-4. マイナンバーカードを持参すれば、健康保険証がなくても医療機関等を受診できますか。

A. オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードを持参すれば健康保険証がなくても利用できます。

オンライン資格確認が導入されていない医療機関・薬局では、引き続き健康保険証が必要です。

Q1-5. マイナンバーカードを健康保険証として利用できる（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局は、どうすれば知ることができますか。

A. マイナンバーカードが健康保険証として使える（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局の一覧は厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで掲載予定です。また、当該医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよう、ポスター等を院内等に掲示して頂く予定です。

Q1-6. 医療機関や薬局での受付はどのようになりますか。

A. ◎ マイナンバーカードの場合

受付時に、患者自らがマイナンバーカードを窓口に設置されたカードリーダー（※）に置きます。

① 「顔認証付きカードリーダー」の場合は、

- ・顔認証（カードのICチップ内の写真データと窓口で撮影した顔を比較） 又は
- ・患者が4桁の暗証番号を入力

により、本人確認を行います（窓口職員の目視も可）。

② 「汎用カードリーダー」の場合は、

- ・患者が4桁の暗証番号を入力 又は
- ・窓口職員の目視

により本人確認を行います。

※マイナンバーカードのICチップの読み取り機能があるカードリーダー

◎ 健康保険証の場合

従来どおり、受付窓口で患者は健康保険証を提示します。

Q1-7. 医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを預けるのですか。

A. 医療機関・薬局の窓口ではマイナンバーカードは預かりません。

Q1-8. 窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか。

- A. ・保険者証類（健康保険被保険者証/国民健康保険被保険者証/高齢受給者証等）
- ・被保険者資格証明書
 - ・限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証
 - ・特定疾病療養受療証

等の持参が不要となります。

なお、限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証は、従来は事前に保険者に申請する必要がありましたが、今後オンライン資格確認が導入された医療機関では原則として、申請なしに限度額が適用されます。

Q1-9. マイナンバーカードを忘れた場合はどのようにすればよい良いですか。

A. 健康保険証を持参している場合は、健康保険証をご提示ください。健康保険証も持参していない場合は、現行の健康保険証を忘れた場合の取り扱いと同様になります。

Q1-10. 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか。

A. 医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバー（12桁の番号）ではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。

Q1-11. 利用者証明用電子証明書とは何ですか。

A. 利用者証明用電子証明書は、マイナンバーカードに搭載されている、インターネットのウェブサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用する電子証明書です。

（例 マイナポータルへのログイン、コンビニでの公的な証明書の交付等）

「ログインした者が、利用者本人であること」を証明することができます。

Q1-12. 事前の申し込みをするためのパソコンやスマートフォンを持っていません。どうしたら事前の申し込みが出来ますか。

A. パソコンやスマートフォン等を利用することができない方でもマイナポータルへアクセスすることができるよう、各市区町村において、マイナポータル用端末を設置しています。設置場所については、各市区町村にお問い合わせください。また、家族など本人以外のパソコンやスマートフォンからでも事前の申し込みをすることができます。

なお、令和3年3月（予定）以降は、医療機関等での窓口においても手続きが出来るよう検討しています。

Q1-13. 事前の申し込みの手続きが完了しました。他にすべきことはありますか。

A. 初回登録が完了すれば、その後特段の手続きは不要であり、健康保険証利用開始後、対応の医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくことで、利用が可能です。

令和3年3月が近づいてきましたら、マイナポータルのトップ画面の「申込状況を確認」ボタンを押下いただき、「健康保険証としての登録状況」が「登録完了」になっていることをご確認ください。

Q1-14. 保険者が変わった場合（保険者を異動した場合）は何か手続きが必要となるのでしょうか。

A. 従来通り保険者への異動届等の手続きは必要ですが、マイナンバーカードであれば、保険者での手続きが完了次第、新しい保険証の発行を待たずに受診することができます。

Q 1-15. マイナポイントの申し込みに合わせて健康保険証の利用申込の手続きをしました。健康保険証の申込状況や登録状況を確認する方法はありますか。

A. マイナポータルトップ画面の「申込状況を確認」ボタンを押下いただいた申込状況確認画面において、申込状況を確認することができます。(別添1-1 11ページ、別添1-2 10ページ)。

登録の申込状況

あなたのマイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込状況は、以下のとおりです。

申込状況



正常に受け付けました。

健康保険証としての登録状況



システム準備中のため、しばらくお待ちください。
2021年3月までに登録完了予定。

• 2021年3月が近づいてきましたら、マイナポータルトップ画面の「申込状況を確認」ボタンを押下いただき、「登録完了」となっていることを確認してください。

なお、住民から『健康保険証としての登録状況』において、エラーメッセージが表示されている。どのように対応したらよいかとの問い合わせがあった場合には、コールセンター(※)にお問い合わせいただくようご案内してください。

※マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

受付時間(年末年始を除く) 平日: 9時30分~18時30分

2. 申込状況の確認

Q 2-1. 事前の申込の手続きが完了しました。申込状況を確認することはできますか。

A. マイナポータル「申込状況を確認」より確認できます。

なお、令和3年3月が近づいてきましたら、同ページで健康保険証としての登録状況の確認ができます。

Q 2-2. 健康保険証としての登録はいつから開始されますか。

A. 令和2年12月(予定)から順次行います。

Q2-3. 健康保険証の登録が出来ているか確認する方法はありますか。

A. マイナポータル「申込状況を確認」において、「健康保険証としての登録状況」で確認ができます（別添1-1 12ページ、別添1-2 10ページ）。

登録の申込状況

あなたのマイナンバーカードを健康保険証として利用するための申込状況は、以下のとおりです。

申込状況



正常に受け付けました。

健康保険証としての登録状況



システム準備中のため、しばらくお待ちください。
2021年3月までに登録完了予定。

・2021年3月が近づいてきましたら、マイナポータルのトップ画面の「申込状況を確認」ボタンを押下いただき、「登録完了」となっていることを確認してください。

Q2-4. 「健康保険証としての登録状況」がエラーになっている場合は、どうすればよいですか。

A. 令和2年12月（予定）からマイナンバーカードと被保険者番号の登録を順次行います。エラー分についても再度登録を行いますので、令和3年2月頃になってもエラーのままの場合はご加入の保険者にお問合せください。登録情報が誤っている等の可能性がございます。

Q2-5. 「健康保険証としての登録状況」がエラーになり、保険者に登録情報を修正してもらいました。再度、健康保険証としての利用申込は必要ですか。

A. 必要ありません。エラー分は、翌日未明にシステム上で再度確認が行われます。

3. 健康保険証としての利用

Q3-1. マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは何ですか。

A. 転職・結婚・引越ししても、健康保険証の発行を待たずに、保険者での手続きが完了次第、マイナンバーカードで医療機関・薬局を利用できます。

また、マイナンバーカードを用いて、薬剤情報、特定健診情報、医療費通知情報を閲覧することが出来るようになります。薬剤情報と特定健診情報については、患者の同意を得た上で医療関係者に提供し、より良い医療を受けることが出来るようになります。

Q3-2. 令和3年3月からは、健康保険証は使えなくなりますか。

A. 従来どおり健康保険証でも受診できます。

Q3-3. 利用者証明用電子証明書の有効期限までの期間が5日を以内となると健康保険証利用の申込が出来ないとのことですが、登録が完了していれば有効期限の5日以内でもマイナンバーカードを健康保険証として医療機関等で使用できますか。

A. ご使用いただけます。

4. 操作関係

Q4-1. マイナポータルAPとは何ですか。

A. マイナンバーカードを読み取るために必要なソフトウェアです。

Q4-2. マイナポータルAPをインストールしていて、最新のバージョンにも関わらず、インストール画面に戻ってしまいます。

A. 「プライベートブラウズモード（シークレットモード）」になっていると、カードの読み取りができなくなり保険証利用の申込等ができません。プライベートブラウズモード（シークレットモード）を利用しないでください。

5. エラーコード一覧

Q5-1. 「カード内証明書の有効期限が切れています。カードの再発行を行ってください。（エラー番号：E011）」と表示されました。

A. マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効期限が切れています。住民票がある市区町村の窓口にて、電子証明書の更新手続きを行ってください。

なお、市区町村の窓口の混雑緩和のため、月曜日や金曜日の午前中等の大変混み合う時間帯を避けてのご来庁にご協力いただきますよう、お願いします。

Q5-2. 「カード内の証明書が失効済みとなっています。カード内証明書の再発行を行ってください。（エラー番号：E016）」と表示されました。

A. マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が失効しています。住民票がある市区町村の窓口にて電子証明書の発行手続きを行ってください。なお、市区町村の窓口の混雑緩和のため、月曜日や金曜日の午前中等の大変混み合う時間帯を避けてのご来庁にご協力いただきますよう、お願いします。

（参考）電子証明書の有効期間と失効 [地方公共団体情報システム機構]

<https://www.jpki.go.jp/procedure/period.html>

Q5-3. 「カード内証明書の暗証番号がロックされています。市区町村の窓口でロック解除の手続きを行ってください。(エラー番号：E027)」と表示されました。

A. 利用者証明用電子証明書は3回連続で暗証番号(パスワード)を間違えて入力した場合、ロックがかかります。住民票がある市区町村の窓口でパスワードのロック解除を行ってください。なお、市区町村の窓口の混雑緩和のため、月曜日や金曜日の午前中等の大変混み合う時間帯を避けてのご来庁にご協力いただきますよう、お願いします。

Q5-4. 「お手持ちのカード内証明書は有効期限間近であるため、利用申し込みを受け付けることができません。市区町村の窓口でカード内証明書の更新手続きを行ってから、再度お申込みください。」と表示されました。

A. 利用者証明用電子証明書の有効期限までの期間が5日以内となると、健康保険証の利用の申し込みができなくなります。住民票がある市区町村の窓口にて、電子証明書の更新手続きを行ってください。なお、申込が済んでいれば、有効期限の5日前であっても医療機関等で健康保険証としてご使用いただけます。

Q5-5. マイナンバーカードを読み取る際に、「カードとの通信中にエラーが発生しました。 エラーコード：EW144-1500 エラー詳細：0x8010001d」と表示されました。対処方法を教えてください。

A. 以下を確認のうえ、もう一度操作をお試しくください。

①ICカードリーダーがパソコンに物理的に接続されているか。

※パソコンで申請を実施する場合は、ICカードリーダーが必要です。また、マイナポータルでは、パソコンと接続したスマートフォンをICカードリーダーの代わりに利用することはできません。

②ICカードリーダーのドライバがインストールされているか。

③Windowsの設定でSmart Card サービスが開始されているか。Smart Card サービスは、Windowsの「スタート」ボタン>「Windows管理ツール」>「サービス」>「Smart Card」からご確認いただけます。サービスのスタートアップの種類が「自動(トリガー開始)」、サービスの状態が「実行中」となっていることを確認してください。

なお、Smart Card サービスを開始する手順は、以下(1)～(4)のとおりです。

(1)「スタート」ボタンを押下し表示されるメニューより「Windows管理ツール」をクリックすると「サービス」が表示されますので、「サービス」をクリックします。

(2) サービス一覧画面より「Smart Card」をダブルクリックし「Smart Cardのプロパティ」を開き、スタートアップの種類を「自動」に選択し「OK」を押下します。

(3) サービス一覧画面より「Smart Card」を再度ダブルクリックし「Smart Cardのプロパティ」を開き、サービスの状態の「開始」ボタンを押下し、続いて「OK」を押下し

ます。

(4)「Smart Card」サービスのスタートアップの種類が「自動(トリガー開始)」、サービスの状態が「実行中」となっていることを確認してください。

また、一部 IC カードリーダーライターでは、以下の対応が必要となります。

◆SONY 製 IC カードリーダーライター「RC-S330」「RC-S380」をご利用の場合

「RC-S330」をご利用の場合「NFC ポートソフトウェア」「PC/SC アクティベータ for TypeB」が必要となります。

「RC-S380」をご利用の場合「NFC ポートソフトウェア」が必要となります。
インストールされていない場合は、以下よりダウンロードし、インストールしてください。

◆NTT コミュニケーションズ製「SCR3310-NTTCom」をご利用の場合

「NTTCom Smart Card Reader for JPKI」が必要となります。インストールされていない場合は、こちらよりダウンロードし、インストールしてください。

もし上記手順で改善されない場合は、IC カードリーダーライターのドライバの再インストールをお試し下さい。

Q5-7. マイナンバーカードを読み取るとき、エラーは出ないが、ずっと読み取れません。


A. マイナンバーカードをスマホに当てる位置が正しくない可能性があります。以下のよう
に、押し当ててください。

○iPhone の場合

スマートフォンの上部に、マイナンバーカードの中心を、押し当てて、動かさずに、しばらくお待ちください。

なお、スマートフォンのケースを外すと、さらに読み取りやすくなるので、お試しください。詳しい位置等は、こちら(<https://www2.jpki.go.jp/faq/trouble/nfc/iphonefaq.pdf>)をご覧ください。

○Android の場合

スマートフォンの裏面のモバイル非接触 IC 通信マークに、マイナンバーカードの中心を、押し当てて、動かさずに、しばらくお待ちください。

なお、スマートフォンのケースを外すと、さらに読み取りやすくなるので、お試しください。一部の機種については、詳しい位置等をご案内しておりますので、こちら

(https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html) をご覧ください。

Q5-8. パソコンで健康保険証利用の申込をする際に、パソコンと接続したスマートフォンを IC カードリーダーライタの代わりに利用したいのですが可能ですか

A. パソコンで健康保険証利用の申込を実施する場合は、IC カードリーダーライタが必要です。

健康保険証利用の申込では、パソコンと接続したスマートフォンを IC カードリーダーライタの代わりに利用することはできません。

Q5-9. パソコンでの健康保険証の利用申込をする際に、2次元バーコードを利用できますか。

A. 2次元バーコードは、健康保険証利用の申込では、利用できません。

IC カードリーダーライタをご用意いただくか、マイナンバーカードに対応したスマートフォン単体で申し込みください。なお、マイナポータルへのログインは、可能です。

Q5-10. iPhone を使用して申請を試みたところ、利用対象の OS の種類・バージョンであり、マイナポータル AP をインストール済みにもかかわらず、動作環境チェック画面で「マイナポータル AP のインストールがされていません」と表示されます。

A. ご利用のブラウザが PC 用画面を表示する設定になっている可能性があります。ブラウザ上部のアドレスバー左側の「AA」を押し、「モバイル用 Web サイトを表示」を選択して、再度お試しください。

もしくは、ホーム画面から、以下の操作を実施して下さい。

設定 > Safari > デスクトップ用 Web サイトを表示 > 「すべての Web サイト」をオフ

Q5-11. iPhone で申込を行うとエラーコード (EI△△△-○○○○) が表示されたが、どのように対処したら良いですか。

A. iPhone を用いて発生するエラーとその対処を以下にまとめております。

EI140-3000

暗証番号 (パスワード) をご確認ください。暗証番号 (パスワード) を 3 回連続して間違えるとロックされるのでご注意ください。入力した暗証番号 (パスワード) が間違っています。

EI140-3001、EI440-3301、EI540-3501、EI144-3002、EI444-3302、EI544-3501

EI144-3000、EI144-3001、EI144-3004、EI144-3005、EI444-3300、EI444-3301

EI444-3304、EI444-3305、EI544-3500

iPhone の上部がカードの中央に重なるように置き、読み取りが完了するまで iPhone とカードを動かさないでください。金属製の机の上では、カードが認識されない場合があります。以下を確認し、もう一度カード読み取りをお試しく下さい。

- ①カード読み取り中は、カードを動かしたり、外したりしないでください。読み取り完了まで数秒程度を要します。
- ②マイナポータル AP はカメラではなくスマートフォンの NFC 機能でカードを読み取ります。アプリ内のアニメーションを参考に、iPhone 上部の背面にカードを密着させてください。
- ③iPhone 端末をケースに入れている場合は、ケースから外すと改善する場合があります。
- ④金属製の机の上ではカードが認識されない場合があります。
- ⑤端末を再起動することで改善する場合があります。

EI144-3003、EI444-3303、EI544-3502

住民票がある市区町村の窓口でロック解除を行ってください。

EI044-1600、EI044-1601

Safari の利用が制限されていないか確認してください。

マイナポータル AP は Safari ブラウザを利用します。モバイルデバイス管理設定やスクリーンタイム等により Safari の利用が制限されていないか確認してください。

Q 5-12. Windows で申込を行うとエラーコード (EW△△△-○○○○) が表示されたが、どのように対処したら良いですか。

A. Window を用いて発生するエラーとその対処を以下にまとめております。

EW144-1500、EW144-1501、EW144-1600、EW144-1A00、EW144-1800

EW644-3100、EW644-3102、EW644-3104

カードとの通信中にエラーが発生しました。

以下を確認し、もう一度操作をお試しく下さい。

- ①IC カードリーダーライターがパソコンに物理的に接続されているかご確認ください (マイナンバーカードの健康保険証利用の申し込みを PC で行う場合、スマートフォンをリーダーライター代わりに利用することはできません)。
- ②IC カードリーダーライターのドライバがインストールされているかご確認ください。
- ③Windows の設定で Smart Card サービスが開始しているかご確認ください。Smart Card サービスは、Windows の「スタート」ボタン>「Windows 管理ツール」>「サービス」

> 「Smart Card」からご確認いただけます。サービスのスタートアップの種類が「自動（トリガー開始）」、サービスの状態が「実行中」となっていることを確認してください。

EW140-1510、EW140-1511、EW140-1610、EW140-1A10、EW140-1810
EW640-3110、EW640-3111、EW640-3112

マイナンバーカードまたはカードリーダーを確認してください。

以下を確認し、もう一度カード操作をお試してください。

- ①リーダーにマイナンバーカード以外を設置していないかご確認ください。
- ②マイナンバーカードをケースなどに入れていないかご確認ください。一時的にケース取り外して使用することで、動作が改善する可能性があります。
- ③接触型 IC カードリーダーの場合、カードの挿入状態が前後あるいは上下逆になっていないか、カードリーダーの取り扱い説明書等でご確認ください。
- ④リーダーのドライバに問題がないかご確認ください。ドライバを再インストールすることで、動作が改善する可能性があります。
- ⑤リーダーが故障していないかご確認ください。他のリーダーをお試しいただくことで、カードが認識される可能性があります。

EW140-1600

暗証番号（パスワード）がロックしています。住民票がある市区町村の窓口でロック解除を行ってください。

EW140-1620、EW640-3140

暗証番号（パスワード）が間違っています。暗証番号（パスワード）を3回連続して間違えるとロックされるのでご注意ください。入力した暗証番号（パスワード）が間違っています。

EW040-0200

既にアプリケーションが起動しています。起動中のマイナポータル AP を全て終了し、もう一度操作をお試してください。またマイナポータル AP の起動ボタン等は連打しないようご注意ください。

EW042-1200

直接起動することはできません。

各種サービスのウェブサイトから利用してください。

マイナポータル AP は exe ファイルから直接起動することはできません。健康保険証の申込ページから、必要に応じて、自動的に起動いたします。手動で、起動する必要はござ

いません。

EW042-1201、EW042-1202、EW042-1203、EW042-1204

EW042-1205、EW142-1200、EW242-1200、EW042-1206

EW042-1208

アプリケーションの起動に失敗しました。もう一度操作をお試してください。

EW144-1601、EW144-1A01、EW144-1801、EW644-3101、EW644-3103

EW644-3105

カードの読取に失敗しました。

以下を確認し、もう一度操作をお試してください。

①カード読み取り中は、カードを動かしたり、外したりしないでください。

②接触型 IC カードリーダーの場合、カードの挿入状態が前後あるいは上下逆になっていないか、カードリーダーの取り扱い説明書等でご確認ください。

③非接触型 IC カードリーダーの場合、IC カードリーダーを置く机等の材質をご確認ください。金属の場合は、机と IC カードリーダーの間に厚めの本等を敷くことで改善することがあります。

④IC カードリーダーとパソコンとの接続方法をご確認ください。USB ハブを経由して接続している場合は、IC カードリーダーをパソコンに直接接続してください。また、パソコン本体前面の USB ポートを使っている場合は、別の USB ポートへの接続を試してください。

EW044-2400

表示中のページから移動されたため、アプリケーションを終了します。

マイナポータル AP の起動中は、申込ページから移動したり、ブラウザまたはブラウザのタブを閉じずにご利用ください。

EW044-C300

(エラーメッセージなし)

Chrome では、ブラウザ拡張機能と Chrome 用マイナポータル AP の 2 つのインストールが必要です。拡張機能のインストールは完了しているが、マイナポータル AP 本体のインストールが完了していない可能性があります。マイナポータル AP 本体がインストールされているかご確認ください。